

地どり肉の特定JAS認定について

(社)岡山県畜産協会経営指導部

農産物や食品などの品質表示基準を定めたJAS法「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」が改正され、平成8年に地どり肉の日本農林規格(JAS規格)が導入されました。

JAS制度は消費者は本物志向、生産者は高付加価値志向が強まるなか、このようなニーズに応えるために作られ、特別な生産方法や特色ある原材料などについて定める規格でいわば特別な作り方について認定するというものです。

(社)岡山県畜産協会は平成14年11月にJAS法に基づく「登録認定機関」として農林水産大臣の登録を受け認定業務を行っています。

食品表示の偽装が多発していますが、JAS認定により消費者の地どり肉の安全安心に対する信頼を高めています。

現在、吉備中央農業公社(旧せんたろう公社)の「おかやま地どり」と岡山食鶏農業協同組合の「桃太郎地どり」が認定を受けています。

1. 地どり肉の特定JAS認定を受けるには

1) JAS法でいう地どり肉の規格

- ・ 素びな：在来種由来血液百分率が50%以上のものであって、出生の証明ができるものを使用していること。
- ・ 飼育期間：孵化日から80日以上飼育していること。
- ・ 飼育方法：28日齢以降平飼いで飼育していること。
- ・ 飼育密度：28日齢以降1㎡当たり10羽以下で飼育していること。

2) 主な認定基準

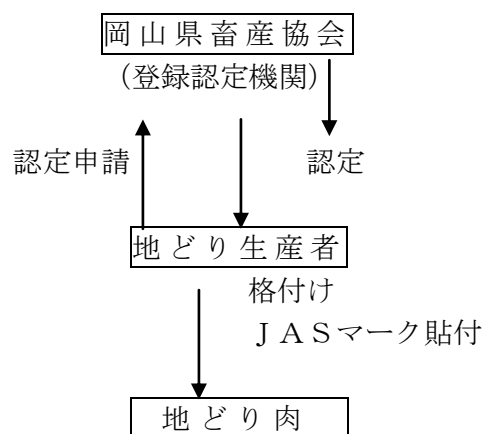
- ・ 生産方法についての基準が1)の規格に適合していること。
- ・ 地どり肉についての生産行程管者(生産者)の技術的基準(生産及び保管施設、生産行

程の管理の方法及び担当者の資格等)を満たしていること。

- ・ 生産行程についての検査及び格付け方法が確立していること

3) 制度の仕組み

4)



2. 認定された後はJAS法に規定する生産行程の管理および各自の規定に基づき適正に業務を実施し、登録認定機関の調査を毎年受けることとなります。

3. 貼付できるJASマーク



認定機関名

4. 手数料

- 認定手数料 79,000円+
1農場当たり10,000円
確認調査手数料64,000円+
1農場当たり 5,000円